

2009/12/7

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会

## 日本におけるデジタルコンテンツ流通の円滑化と集中処理について —音楽配信及び電子出版事業の発展とその課題—

一般社団法人著作権情報集中処理機構 代表理事  
ネットワーク音楽著作権連絡協議会 代表世話人  
株式会社モバイルブック・ジーピー 代表取締役会長  
ナクソス・ジャパン株式会社 代表取締役社長

佐々木 隆一

### I. 日本における音楽配信・電子出版事業の発展とその課題

#### 1. 音楽配信事業

(1) 携帯電話への音楽配信を中心に発達

①1999年インターネットでの音楽配信を開始

↓

②携帯電話の着信メロディーの配信開始 → レコード会社は無関係

↓ 携帯電話の技術進歩

③「着うた®」「着うたフル®」の登場 ← レコード会社の市場参入

④日本では音楽配信市場の90%が携帯電話を中心としたモバイル系

→ 日本の音楽配信市場の際立った特徴

(2) 現在の市場規模 [携帯電話分合計、2009年]

①市場規模 1,545億円

②ダウンロード数 7.8億回

③店舗数 8,200サイト

#### 2. 電子出版事業

(1) PCやPDAなどに対する配信からスタート

①「シグマブック」「リブリエ」等の電子書籍専用端末の登場→市場形成には至らず

↓

②3G携帯の登場 →急速に市場が拡大

(2) 現在の市場規模

①市場規模 457億円 (ケータイ: 365億円、PC: 62億円) [2008年実績]

②電子書店数 875サイト (3キャリア合計) [2009年9月末時点]

③電子出版参加出版社数 約450社

### 3. 音楽配信と電子出版の現状からの示唆

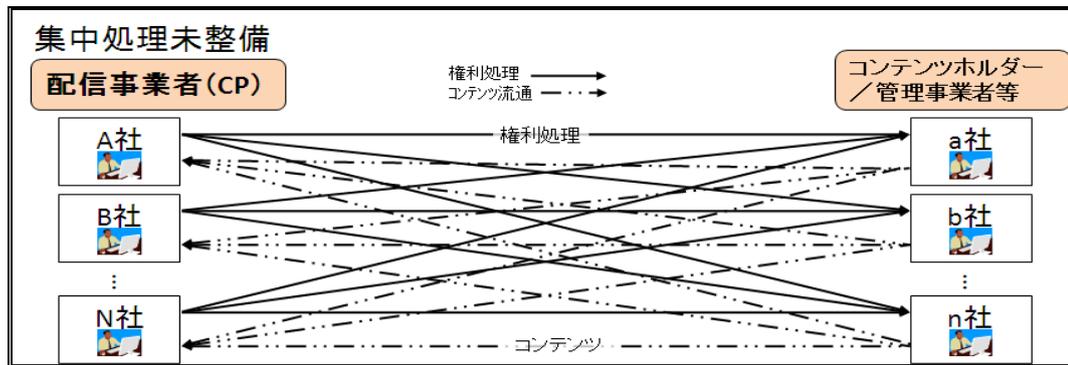
#### (1) コンテンツのネット流通の特徴

- ①大量の品揃え
- ②多数のコンテンツホルダーと多数の配信事業者との取引

#### (2) 配信事業における問題の所在

**大量のコンテンツについて n 対 n の契約・取引が発生**

- 権利処理にかかるコストが膨大
- コンテンツの流通が複雑・非効率的

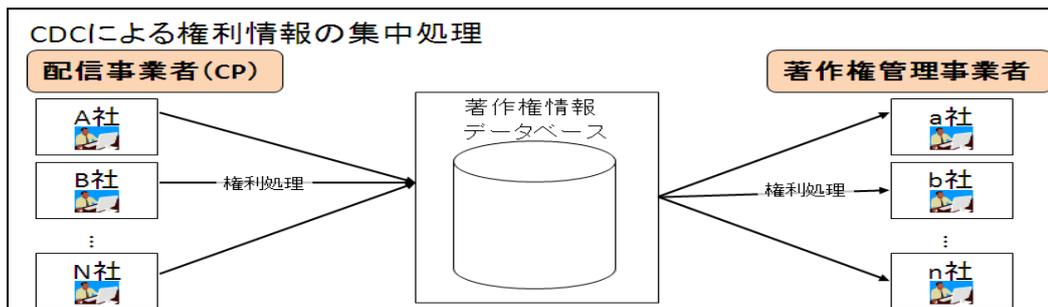


#### (3) 音楽配信事業からの示唆

##### ①権利処理の集中化による権利処理作業の軽減

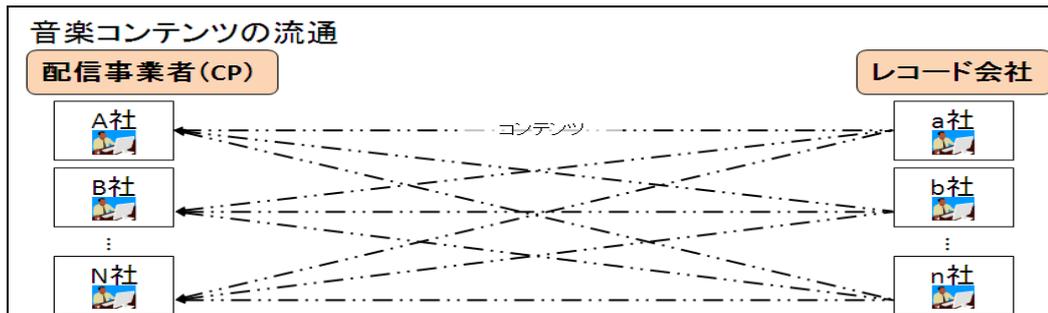
一般社団法人著作権情報集中処理機構 (CDC) の取り組み 【詳細はⅡ. 参照】

- 配信事業者と管理事業者の権利処理に係る重複処理の一元化



##### ②音楽配信の市場においては、レコード会社が配信事業に直接進出

- コンテンツの集中管理が未整備

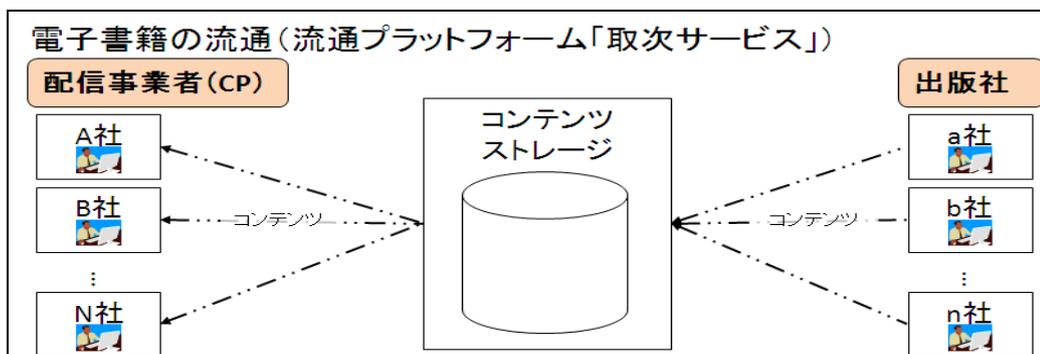


(4) 電子出版事業からの示唆

①コンテンツの集中管理による流通の合理化

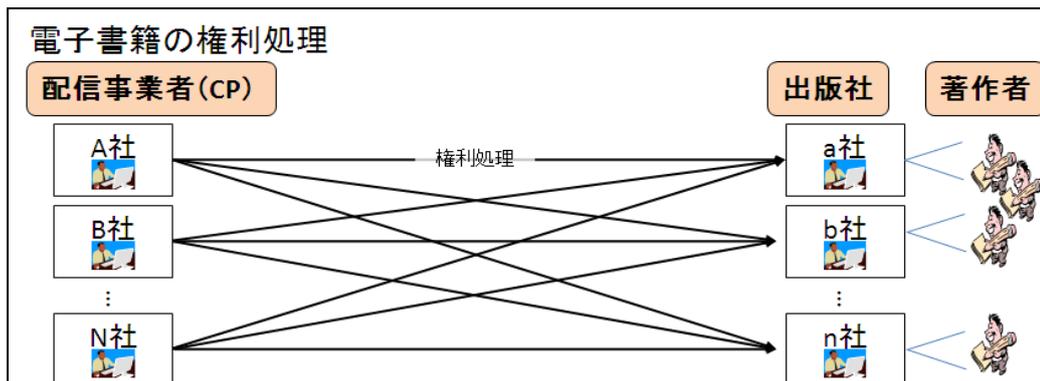
出版社と株式会社モバイルブック・ジャーピーによる取り組み

➤流通プラットフォーム「取次サービス」の提供



②権利の集中処理スキームが未整備

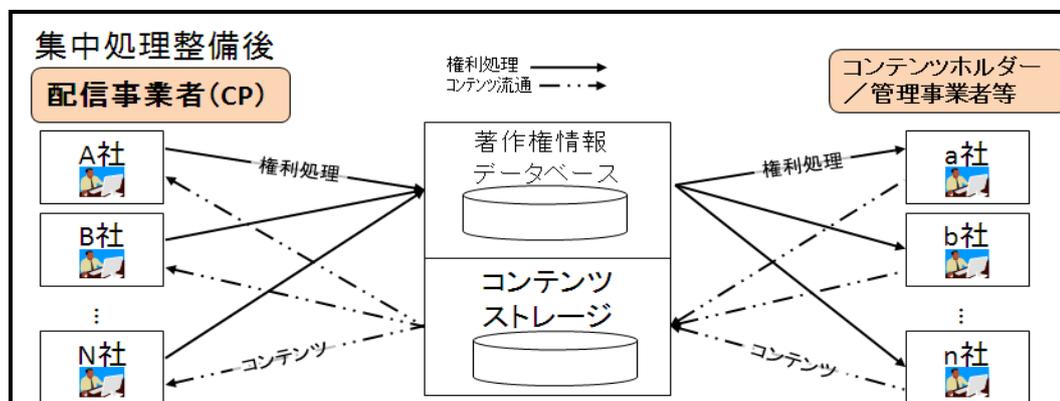
➤権利管理コスト(徴収、分配)の増加



(5) コンテンツを円滑に流通させる仕組みの構築

➤権利情報の集中化による権利処理作業の軽減

➤コンテンツの集中管理による流通の合理化



## II. 一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)の活動

### 1. 音楽配信が直面している課題

#### ➤権利処理業務の負荷の増大

＝管理事業者への利用楽曲報告データ作成コストの増大

＝配信事業者からの利用楽曲報告データの確認・補完コストの増大

＝3億7千万曲（インタラクティブ配信でJASRACに報告される延べ楽曲数）[2008年度実績]

#### (1) 要因

##### ①配信楽曲（品揃え曲数）の増加

＝利用曲目件数平均 10万曲／1配信事業者(全サイト) [2009/1-3月期]

##### ②楽曲の配信開始時期と管理事業者のDBへの作品登録時期の齟齬

③配信事業者が有している楽曲のメタ情報（曲名、アーティスト名等）と、管理事業者のDBに登録されている情報の不一致

#### (2) 改善策

権利情報取得の効率的な仕組みの構築

↓

配信事業者及び管理事業者の協同によるCDCの設立

→権利処理情報の一元管理システムの構築・運用

### 2. CDCの取り組み

## CDC設立の経緯

日本のデジタルコンテンツ流通は、iモードをはじめとしたモバイル配信システムが先導することで世界最大のデジタルコンテンツ配信市場を構築してきました。一方で、PCサイトにおいても100万曲を超える大規模品揃えによる音楽配信プラットフォームが急成長しており、また、放送コンテンツの配信ビジネスへの展開も政府機関をはじめとした施策によって今後大きな拡大が予想されています。

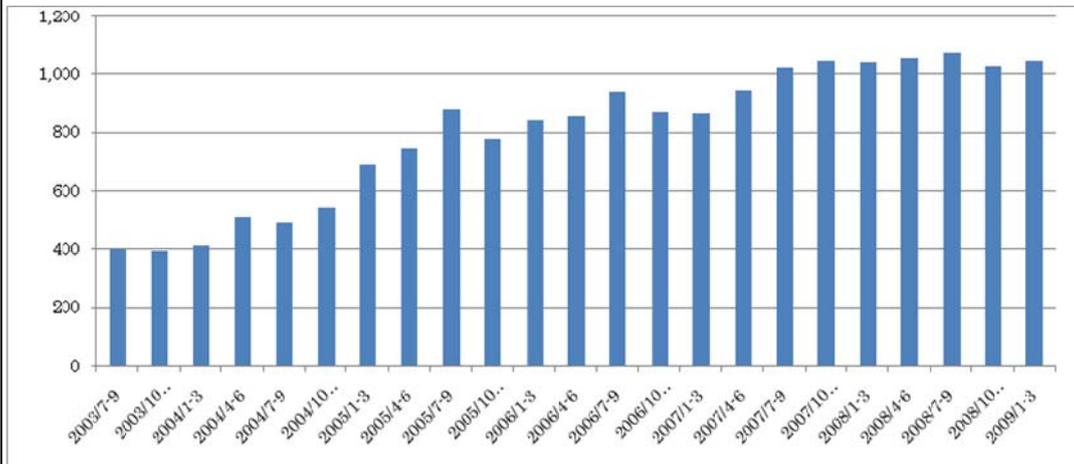
そうした中で、音楽著作権処理については2001年に施行された著作権等管理事業法をベースとした複数の著作権事業者と利用者代表との交渉により配信ビジネスに適合した著作権使用料規定が日々協議されることにより決定されています。その一方で、実務上の音楽著作物使用実績報告・請求システムは処理データ数の急拡大と各社が個別管理している多様な利用形態により処理能力の限界に達しつつあります。

これらを解消するため、権利者と利用者との間では大量な利用実績データを効率的に処理して権利者への分配到正確に反映するための方策や、包括請求使用料の管理事業者比率の取り扱い等について2007年から具体的な検討・協議を重ねてまいりました。

これまで、民間のビジネスにおいても企業間の競争による市場拡大時にはオープンに利用出来る共通インフラとしての決済システムや流通システムが登場することで多くのプレイヤー参加による競争促進から市場の拡大を実現してきました。

デジタルコンテンツ配信におけるこれからの市場拡大を目指すため、著作権情報処理フローの再構築(CDPR: Copyright Data Process Re-engineering)を行い、コンテンツプロバイダー及び著作権管理事業者双方の円滑な処理を推進するための共通インフラ構築のため、当該両者の協力のもと、2009年3月に一般社団法人著作権情報集中処理機構が設立されました。

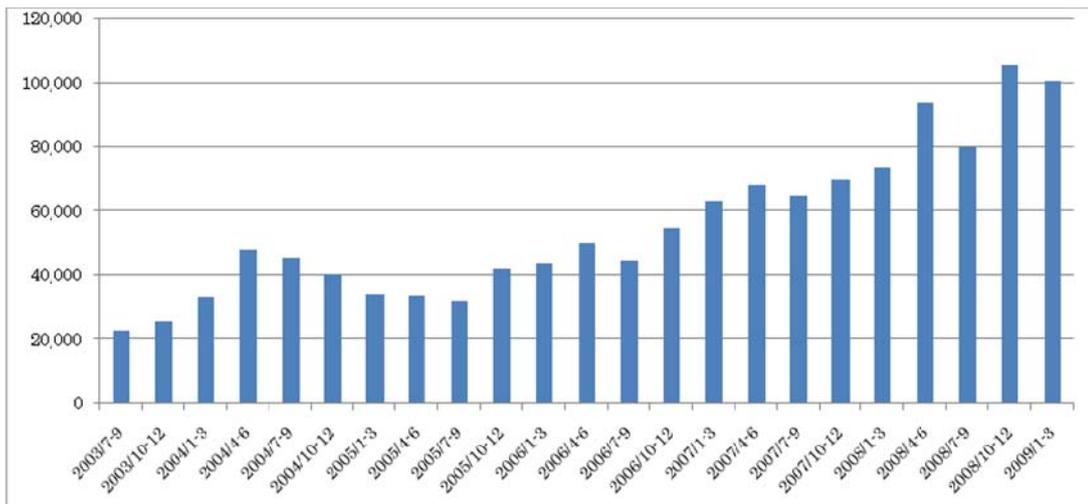
## 音楽系コンテンツ配信事業者（CP）数の推移



5年前と比較して2.5倍に増加。

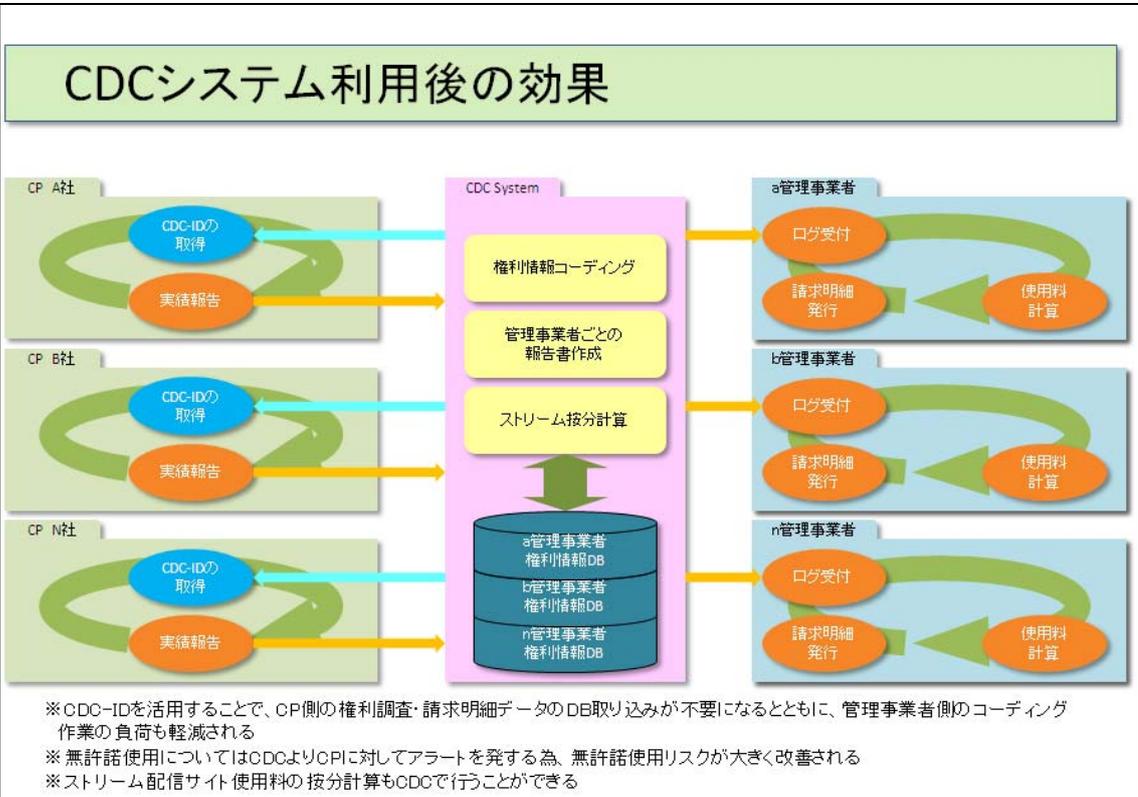
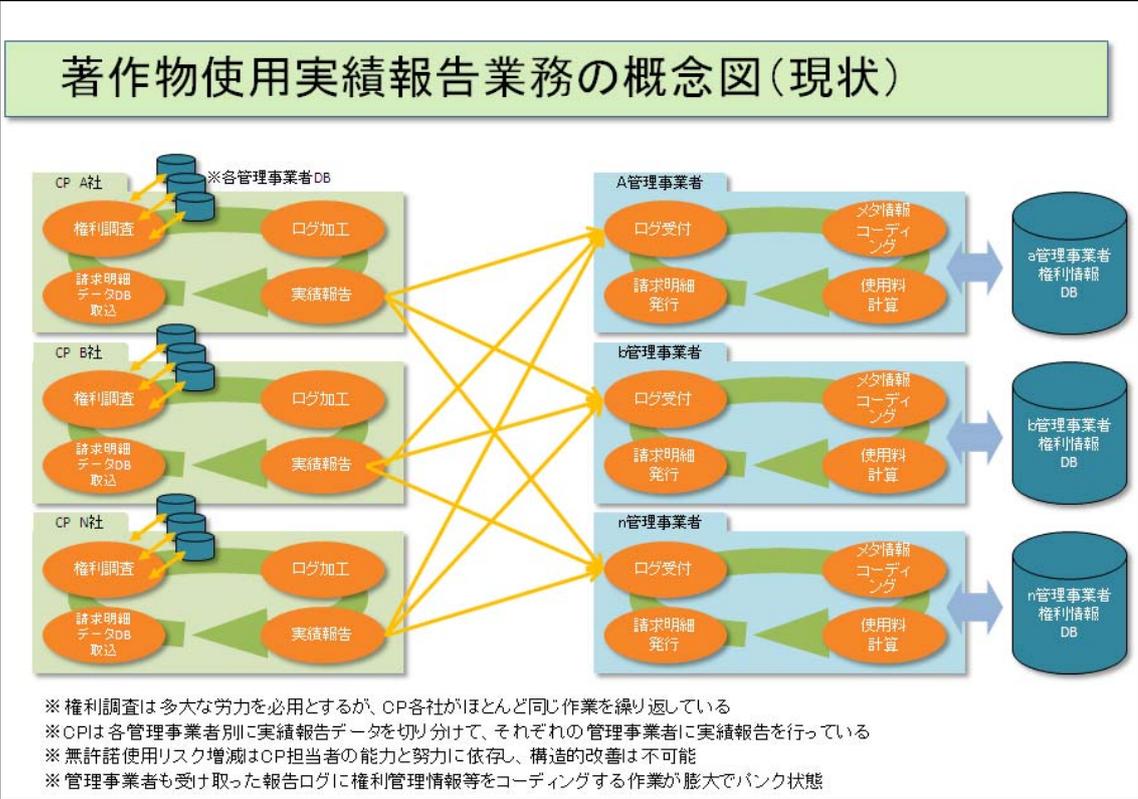
事業者間の市場競争が激化するとともに  
事業者一社あたりの報告件数(品揃え総数)が増加している

## CP一社あたりの利用曲目件数（平均）の推移



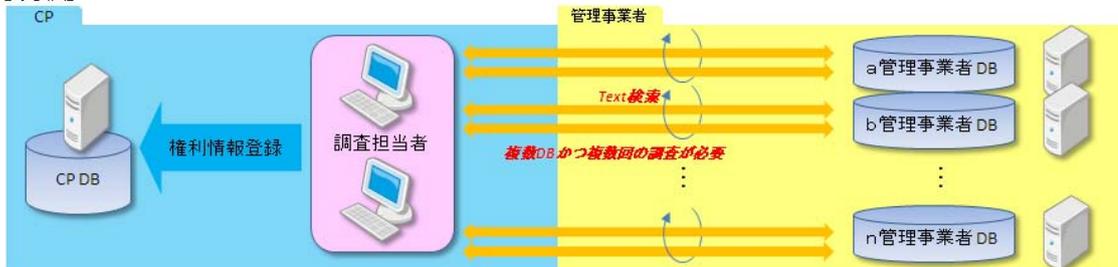
5年前と比較して約3倍に増加。

管理事業者への曲目報告に係る事業者の負荷が3倍になった。

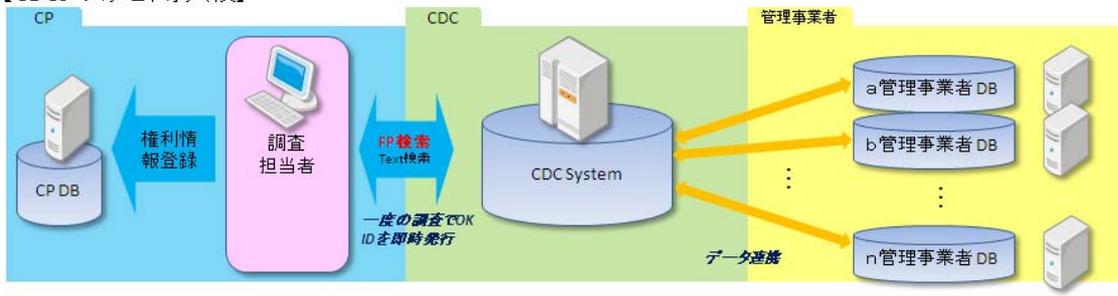


## 権利管理情報調査(比較)

【現状】



【CDCシステム導入後】

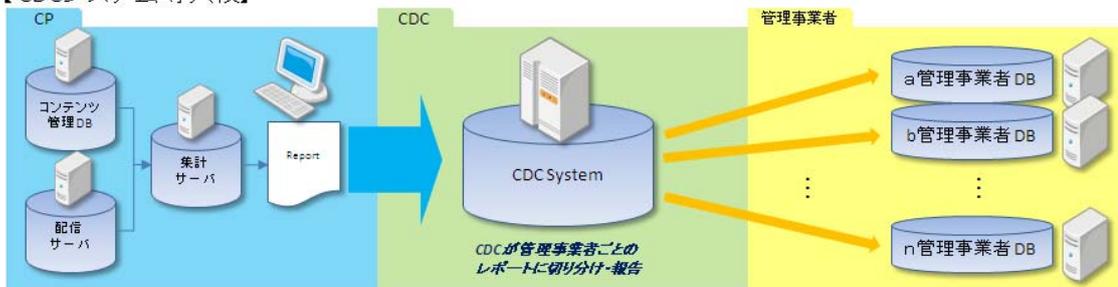


## 利用実績報告(比較)

【現状】



【CDCシステム導入後】



## CDC システムの作業効率化機能

### 1. 利用楽曲の権利情報、管理事業者コード付与作業の効率化

① Finger Print(音紋認証)を用いた楽曲の特定

- ・FPを用いることによる作業の効率化、スピードアップ
- ・複数楽曲からFPを取得し、一括で検索する機能も実装

② 楽曲を特定するCDC-IDの即時発行

- ・何度もDBを調べることなく、CDC-IDを即時発行
- ・CDC-IDの取得により、その後の管理事業者コードの特定が不要

